

# 三木町農業委員会

令和5年4月 定例会議事録

## 三木町農業委員会

### 令和5年4月定例会議事録

(会 期) 1日間

(開催年月日) 令和5年4月21日

(会 議 時 間) 13:20～15:10

(開 催 場 所) 三木町役場会議室棟 第3・4会議室

出席委員数 18名

|     |    |             |
|-----|----|-------------|
| 1番  | 松田 | 隆雄          |
| 2番  | 香西 | 茂知          |
| 3番  | 古市 | 哲           |
| 4番  | 藤澤 | 勇一          |
| 5番  | 鎌倉 | 茂雄          |
| 6番  | 溝渕 | 常雄          |
| 7番  | 川田 | 正憲          |
| 8番  | 鈴木 | 勤           |
| 9番  | 小川 | 正則          |
| 11番 | 高重 | 浩二          |
| 12番 | 白井 | 敏雄          |
| 13番 | 吉原 | 博           |
| 14番 | 中川 | 詰郎          |
| 15番 | 横山 | 良秀          |
| 16番 | 岡田 | 久           |
| 17番 | 鎌倉 | 守           |
| 18番 | 溝渕 | 廣明 (会長職務代理) |
| 19番 | 高尾 | 壽一 (会長)     |

欠席委員数 1名

10番 鎌倉 博之

## 事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 川田耕平課長補佐
3. 池田静代副主幹
4. 漆原翔平係長
5. 谷井直人主任主事

## (別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 非農地証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

13時20分 開会

- 事務局 只今から4月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。本日、鎌倉博之委員から欠席の連絡をいただいております。  
それでは開会にあたりまして、高尾会長からご挨拶をお願いします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。今月の定例会は、農地法関係議案24件と農用地利用集積計画及び配分計画について、それぞれご審議をお願いいたします。本日の議事録署名委員につきましては、横山委員さんと岡田委員さんをお願いいたします。それでは高尾会長よりお願いいたします。
- 会長 それでは、さっそく審議に入っていきたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より提案をお願いします。
- 事務局 はい。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページ、議案第1号をご覧ください。  
【番号1から番号7について朗読（別紙、議案書のとおり）】  
以上、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。
- 会長 新規の件は贈与でよいですか。
- 事務局 はい。贈与です。
- 会長 はい、わかりました。他に何かご質問はありませんか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 それでは採決に入ります。議案第1号について、承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第2号、3号について併せて事務局より提案をお願いします。なお、1番の案件については、●●委員が当事者となっておりますので、ここで一旦退席していただきます。
- 事務局 ●●委員の案件を先に説明させていただきます。  
【議案第2号番号1、議案第3号番号1について朗読（別紙、議案書のとおり）】  
以上になります。
- 会長 議案第2号番号1、議案第3号番号1は●●委員の案件のため、これについてのみ審議いたします。ご質問はございませんか。  
特にありませんか。なければ、●●委員の件について採決いたします。  
まず、4条の1番について承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)
- 会長 はい、ありがとうございます。  
5条の1番について承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手)

- 会長 はい、ありがとうございます。  
許可ということで、よろしくお願いします。  
続きまして、●●委員さんも当事者となっておりますので、一旦退席していただきます。  
それでは、4条の2番、5条の4番について併せて提案をお願いします。
- 事務局 議案書の3ページをご覧ください。  
【議案第2号番号2、議案第3号番号4について朗読（別紙、議案書のとおり）】  
以上になります。
- 会長 4条の2番と5条の4番が●●委員さんの案件となります。  
ご意見、ございますか。  
特になければ、採決したいと思います。  
4条の2番について承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員一同 （挙手）
- 会長 はい、ありがとうございます。  
つづきまして、5条の4番について承認する委員は挙手をお願いします。
- 委員一同 （挙手）
- 会長 はい、ありがとうございます。  
この案件も許可とさせていただきます。  
では、次へと移りたいと思います。では、続けて事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案書の3ページをご覧ください。  
【議案第2号番号3から番号4、議案第3号番号2から番号3、議案第3号から番号10について朗読（別紙、議案書のとおり）】  
以上になります。ご審議、よろしくお願いします。
- 会長 4条、5条については、現地調査となるので、現地調査の報告をお願いします。
- 白井委員 それでは、現地調査の報告を行います。4月分の農地法関連の申請について、去る、令和5年4月13日（木）の午前9：00から4条申請4件、5条申請1件につきまして、高尾会長、溝渕副会長、中川委員、私（白井委員）、事務局2名の計6名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。  
現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。この中で問題となったのは4条申請の番号1から4及び5条申請番号8です。これらの案件につきましては、既に造成が行われておりましたが、無断転用の是正ということで、始末書が添付されており、周辺農地への影響もありませんでした。その他の点についても特に問題はありませんでした。  
以上で、現地調査の報告を終わります。
- 会長 現地調査の時にですね、5条の9番、隣接する農地の水路の同意を確認するということができているかどうか。
- 事務局 5条申請の9番、こちらの個別の地図を見ていただいた方が良いと思うんですが、今までは申請地の東側の水路から農地の方に水を入れていたのですが、今回、住宅ができるということで、申請地の西にどうやって水を入れるのかということが現地調査の時に問題になりました。調査士に確認したところ、申請地の中にU字溝を据えて申請地東側の水路から西側の田に水が入るようにする計画であることを報告しておきます。  
以上です。

会長           これは●●●●さんとの境やね。

事務局        そうです。申請地の一番南の端です。

会長           それでは地区担当の委員の方。補足説明がありましたらお願いします。  
鈴木委員さん、4条の3番。

鈴木委員      家を建て増ししているのです、南でちょっと出ていたのですけれども、一応出ているので、特に問題はありませんでした。

会長           4条の4番。

鈴木委員      申請人の宅地造成拡張ですね。元の母屋の横で少し出ていたもの以外にいちごハウスを建てたので、小屋を別に建てていたものが今まで申請せずに利用していたものを今回、息子さんが宅地にして家を建てるのですけれども、その前に元家の横の東側に小さい納屋を建て増ししている、それ以外に苺のハウスとか物置小屋を含めて宅地拡張ということで申請したということです。

会長           5条の2番。

溝渕委員      5条の2番。譲受人が譲渡人の娘さんで結婚して譲渡人さんの所で家を建てるということで近隣の●●さん等の方の了承も得ておりますし、水利組合の同意書も得ておりますので問題はないと思われます。

会長           5条の3番。

鈴木委員      譲渡人はこの田は10年以上もしてないんで、草抜きなどもいかなので。貸します、売りますということで別に問題はないです。

会長           5条の5番。

鎌倉委員      譲受人が使用貸借権を設定して家を建てるのですけれども。譲渡人の裏に今まで長い間、いちごハウスを建ててほったらかしで草がぼうぼうになっている。そこの一角で住宅を建てるということです。特に問題はありません。

会長           5条の6番。

香西委員      川人医院の西側に譲渡人が新しく事務所を設計するのにあたり、現設の駐車場及び物置の下に香川用水が通っているので建物のところを変更するような感じです。  
7番、娘さんの旦那さんが新しく家を建てるものです。  
8番、自分の会社をしていたんですけど、物置として資材を置いていたのを新しく資材を入れる倉庫兼事務所建てるという形です。  
9番、白山小学校から南の所にこのような建物が建つのですけれども、●●●●さんとの間、残った田に水路がなかったため、提案して現調で調べた結果、事務局から説明がありましたように間に水路は残して。  
10番、譲渡人の子供さんがここに家を建てるという形で申請が出ております。以上です。

会長           ご質問ありませんか。

委員一同      (質問なし)

会長           よろしいですか。5条の9番が香西委員から説明がありましたが、5条の8番、倉庫、物置がある所に新たな倉庫を建てることになります。それでは採決に入ります。議案第2号の3番、4番について、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。次、議案第3号、2番、3番、5番、6番、7番、8番、9番、10番について承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして議案第4号、非農地証明願について、提案をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第4号、非農地証明願について説明します。議案書の6ページをご覧ください。

【番号1から番号3について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上で、議案第4号、非農地証明願についての説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

会長 1番については、私の担当地区になるのですが、駒足の山田地区のちょうど東山産業の裏を通る道の南側になるのですが、昔は畑があったみたいなんですけれども、今は山林としているところがあります。

吉原委員 3番なんですけれども、●●●●さん自身は平成24年の6月24日に亡くなって、財産管理人として弁護士の●●●●さんが令和4年10月11日についたという形になっています。その証明願に関しましても問題はないと考えております。以上です。

会長 以上が説明ですが、質問はありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決に入ります。議案第4号非農地証明願について3件ございますが、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして、議案第5号でございますが、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、提案をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらにつきましては、新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の8ページをご覧ください。番号6から説明いたします。資料の訂正があるのですが、番号6番の利用権設定を受けるものが、●●●●さんとなっておりますのですが、こちらの方が既に亡くなっているとのことで、●●●●さんに訂正をお願いします。

【番号6から番号13について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上となります。ご審議よろしくお願いします。

会長 質問のある方いらっしゃいますか。特にございませんか。

吉原委員 1点だけ、12番、13番はなんで1契約にならないんですか。●●●●と●●●●さんの間の契約はなんで2本になっているのですか。

事務局 番号12番、13番なんですけど、1つの契約にまとめられなかったのかということなんですけど、番号12番は比較的耕作がしやすい大きい農地で賃借料が1万円発生しており

ます。番号13番につきましては、無償の使用貸借権になりますので、契約の内容が賃貸借権と使用貸借権で違うので、番号を分けております。

会長 無償と賃貸借ということやな。なんでそうなっとるんや。

事務局 番号13の方が畑となっており、水も入らない農地となっているので。

会長 全部で29筆、32, 205㎡です。それでは採決に入ります。議案第5号、農用地利用集積計画について承認の方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認とします。審議事項は以上となります、続きまして、報告議案の第1号について説明をお願いします。

事務局 それでは報告議案について説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について説明します。

【番号1について朗読（別紙、議案書のとおり）】  
以上になります。

会長 報告事項にはなりますが、ご質問はございますか。

委員一同 (質問なし)

会長 なければ、議案については以上となります。  
続きまして、次第の2番、香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。令和5年3月の審議分となります。農地法第4条につきましては、香川県が2件、4,965.00㎡、三木町分については0件でした。農地法第5条につきましては、香川県が23件、77,894.52㎡、三木町が1件、2,136.00㎡、を審議にあげております。以上です。

事務局 長時間にわたりご臨席ありがとうございました。閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

職務代理 どうもお疲れ様でございました。議案は全部、慎重審議していただきまして、ありがとうございました。また、鈴木委員から出ました用水路の使用の件につきましても、各意見まちまちでございました。このへんにつきましても、また今後煮詰めていかなければならないことと思っています。そういうことで、今日、明日と天気は良いですけど、来週は温度が高くなるので、体調管理を万全にさせていただきますよう、お願い申し上げます。今日はどうもありがとうございました。

事務局 以上を持ちまして農業委員会4月の定例会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

15:10 閉会